

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

定 款

第壹條

本會社ハ高野ヲ合資會社丸昌組ト称ス

第貳條

本會社ハ本店ヲ東京市ニ置ク

但便宜ノ地ニ支店ヲ設クルコトヲ得

第參條

本會社ハ左ノ營業ヲ爲スヲ目的トス

海陸貨物ノ運送業

右ニ附帶スル一切ノ業務

第肆條

社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及ビ責任

東京市京橋区本町六丁目貳番地

一令六千圓

無限

立木昌夫

同所

一令貳千圓

無限

立木光代



神奈川縣足柄下郡小田原所新玉所四丁目五百

六拾四番地

一合資所圖

有限 池田昌久

同所

一合資所圖

有限 池田トヨ

第五條

無限責任社員立木昌夫ヲ當會社ノ代表

社員トシ會社内外ノ業務一切ヲ執行セシム

第六條

本會社ノ決算期ハ毎年拾貳月末日ノ一回トス

第七條

本會社ノ通常總會ハ毎決算期末ニ之ヲ

開キ臨時總會ハ必要ニ應ジテ之ヲ開クヘシ

第八條

業務執行社員ハ營業年後ノ終リニ於テ

計算ヲ爲シ之ニ掲ケル書類ヲ社員ニ提出シ

テ其ノ承認ヲ求ムコトヲ要ス

一、財産目錄 二、貸借對照表

三、營業報告書四、損益計算書

五、利益ノ配當ニ関スル議案

第九條

業務執行社員ハ前條ノ時期外ト雖會社

ノ業務又ハ財産ニ関スル重要ナル事項ハ之

ヲ社員ニ報告スルコトヲ要ス

第十條

本定款ニ規定セザル事項ハ總テ商法ノ規定

ニ遵フモノトス

右合資會社丸昌組設立ノ爲メ商法第百五條第百

六條第百四十九條及第百五拾條ニ依リ此定款ヲ作り右社

員尤ニ署名捺印ス

昭和七年冬月冬拾一日

立木 弓矢

立木 先代

池田 昌久

池田 卜可